第一二号様式記載上の注意(59)ｄ中「特定会社」を「提出会社」に改め、同記載上の注意(59)ｆを次のように改める。

ｆ　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

また、連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

第一二号様式記載上の注意(60)ａ中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(60)ｂ中「又は指定国際会計基準」を「、指定国際会計基準又は修正国際基準」に改め、「(指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(62)中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(64)中「作成した場合に」を「作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも」に改め、同記載上の注意(65)中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(84―２)の次に次のように加える。

(84―３)　修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第一二号の二様式記載上の注意②ｄ㋐中「提出会社が特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、」を削り、「作成した場合」の次に「又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合」を加え、同記載上の注意②ｄ㋑中「提出会社が特定会社であって、」を削り、「作成した場合」の次に「又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合」を加え、同記載上の注意②ｅ㋐中「特定会社であって、」を削り、同記載上の注意②ｅ㋑中「特定会社であって」を「中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ」に改める。

第一二号の四様式記載上の注意(1)ａ中「特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。）が」を削り、「場合」という。）」の次に「又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）」を加え、「における当該」を「又は⑱のｉにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該」に改め、「ｄ」の次に「又はｆ」を、「に基づく主要な経営指標等」の次に「又はこれらに相当する指標等」を加え、同記載上の注意(13)中「四半期連結財務諸表を作成した場合」の次に「又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合」を加え、同記載上の注意(15)中「作成した場合に」を「作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも」に改める。

第一二号の六様式記載上の注意⑧ａ中「同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は」を「この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、」に改める。

第一二号様式記載上の注意(40)ａ中「特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。(47)のｂにおいて同じ。）が連結財務諸表規則第93条」を「同条」に改め、「(63)において同じ。）」の次に「又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63―２)において同じ。）」を加え、同記載上の注意(40)ｂ中「又は指定国際会計基準」を「、指定国際会計基準又は修正国際基準」に改め、「(指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(63)ｂ中「特定会社」を「提出会社」に、「作成した場合」を「作成したとき」に改め、同記載上の注意(63)の次に次のように加える。

(63―２)　修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(5)ａ中「特定会社（四半期連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が」を削り、「に限る。以下この様式において同じ。）」の次に「又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）」を、「に係る連結財務諸表」の次に「又は⑱のｉにより修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表」を加え、同記載上の注意⑥ａ中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意⑥ｂ中「最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した」を「連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の」に、「主要な項目との差異」を「これらに相当する項目との差異」に改め、「概算額等」の次に「。ｄにおいて同じ。」を加え、「四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第４条第１項」を「指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項」に、「により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が」を「（ｃ、ｄ及びｅにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、」に改め、同記載上の注意⑥ｃ中「に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した」を「において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した」に、「連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）」を「最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準」に、「⑹ａ」を「⑹のａ」に改め、「記載すること。」の次に「ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。」を加え、同記載上の注意⑥に次のように加える。

ｄ　⑱のｉにより第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。